

店頭外国為替証拠金取引

【Forex Line(フォレックスライン)】

取引説明書

(契約締結前書面)

フェニックス証券株式会社

近畿財務局長(金商)第34号

20100628

Forex Line 取引ガイド（取引説明書）

お客様は店頭外国為替証拠金取引「Forex Line」（以下、「本取引」といいます。）をされるに当たっては、契約締結前交付書面の内容を十分に読んでご理解された上で、ご自身の責任と判断で取引を行う必要があります。

本取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。本取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。

本取引を開始する場合、又は継続して行う場合には、契約締結前交付書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行って頂きますようお願い申し上げます。

目次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	3
フェニックス証券の勧誘方針	6
会員サービス(為替情報の無料提供)	6
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて(取引諸規程)	8
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	14
Forex Line のよくある Q&A	18
禁止事項について	20
専門用語集	23
個人情報保護に関する宣言	26
反社会的勢力に対する基本方針	27
当社の概要	28

この説明書は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明したものです。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

1. 手数料に関する事項

取引数量が1万通貨以上の場合は、新規・仕切とも無料です。1万通貨未満の場合には、1通貨あたり0.02円(片道)の手数料がかかります。外貨を受け取る(受け渡す)方法により決済する場合には、受渡手数料は1通貨あたり0.30円から0.50円、両替(CMD)には取引レートより0.50円の手数料が含まれます。いずれの手数料も取引が成立した時点で、当該口座から別途引き落とされ、消費税の課税は行われません。尚、受渡金額が5万通貨に満たない場合、別途、外貨送金手数料が発生します。又、市場に注文を出す際の価格変動リスクを考慮し、スプレッド(売り値と買い値の差)に一定の調整を設けております。

2. 市場リスクに関する事項

本取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じる恐れがあります。最大で証拠金の額の約50倍の額に相当する外国為替取引を行うことができるため(レバレッジは最大で約50倍)、利益が大きくなる可能性があります。損失となった場合の金額も同様に大きくなり、損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。又、取引対象である通貨の金利の変動により、スワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。尚、相場状況の急変によってはスプレッドが広がったり、意図した取引ができない恐れがあり、取引自体が困難になる可能性があります。

3. 流動性リスクに関する事項

本取引は、各国の通貨の売買に係る取引です。日本円を始め当社が扱っている通貨は、通常高い流動性が確保されています。又、当社は、お客様のオーダーを複数金融機関でカバーすることにより、できる限り高い流動性を確保するよう努めています。しかし、主要国の休日やニューヨークの夕刻等取引が不活発な時間帯においては、レートを提示することが困難になる場合があります。又、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等特殊な状況が発生した場合にも、お客様のお取引が困難あるいは不可能となる場合があります。

4. クーリングオフ制度に関する事項

本取引に関して、お客様の注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

5. 取引システムリスクに関する事項

電子取引システムを利用した取引には、独自のリスクが生じます。お客様のコンピュータ、あるいは当社のコンピュータ・システム等の故障・誤作

動、第三者が提供する取引に係るコンピュータ・システム、通信回線等の取引に係るシステムの故障・誤作動によりお客様に損失が生じる場合には、お客様がすべての責任を負うこととなります。又、電子取引システムを利用されるお客様の個人情報情報が窃盗等により漏洩した場合に、その情報が第三者に悪用される等のリスクもあります。

6. 区分管理の方法及び預託先に関する事項

お客様からお預りする預託証拠金は、日証金信託銀行株式会社への金銭信託にて、当社固有の財産とは区分して管理しております。

7. 信用リスクに関する事項

本取引は、お客様との相対取引です。従って、当社の信用状況によっては、お客様が損失を被る危険性があり、場合によっては投資金額以上の損失を被る可能性もあります。又、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社は当社の所定の金融機関、その他の業者等との間でカバー取引を行っております。従って、そのカバー取引先金融機関の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。お客様が損失を被る危険性があります。

バークレーズ銀行 東京支店 一般銀行業務(英国金融庁登録)

ゴールドマン・サックス証券株式会社 金融業務・証券業(金融庁登録)

モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社

金融業務・証券業(金融庁登録)

株式会社 三井住友銀行 一般銀行業務(金融庁登録)

付帯事項

1) 債務の履行の方法、決済の方法及び証拠金不足の取り扱い：

反対売買により金銭の授受を行いません。また、外貨の受け取り・受け渡しの方法により決済することもできます。

2) 預託証拠金の管理方法：

当社がお客様からお預かりする預託証拠金は、毎営業日終了時点で円貨による有効証拠金（お客様から預託を受けた証拠金、実現損益、未実現損益及びスワップ損益から未払い手数料を差し引いた額）として計算の上、日証金信託銀行株式会社への金銭信託にて区分管理されます。但し、お客様が当社に預託された時点から信託設定されるまでの間（概ね1営業日程度）は、お客様専用口座（指定金融機関の普通預金口座）にて当社固有の財産とは区分管理されます。

3) 為替レートの決定方法：

当社が通貨ペアごとにオファー価格とビッド価格を同時に提示（ツー・ウェイ・プライス）し、お客様はオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社は、インターバンクレート（カバー先金融機関各行から提示さ

れる為替レート)を参考として、当社が独自に算出した為替レートを、お客様にオファー価格及びビッド価格として提示いたします。従って、オファー価格はビッド価格よりも高くなっています。

4) 証拠金の決定方法：

取引本証拠金(約定時必要預託額)は、取引の額(想定元本=建値×取引数量)の2%相当額といたします。維持証拠金(維持必要預託額)は、当社提示レートの仲値により随時計算されます。注文約定後も時価レートの変動により、維持証拠金は変動し、反対売買又はロスカットルール適用(維持証拠金に対する値洗い評価残高の比率が100%を下回った場合に適用。)まで、少ない資金で取引ができる投資効率の良さを有しています。(取引証拠金は、外国為替証拠金取引に係る関連法規の変更等の事由によりお客様への事前告知をもって変更される場合があります。)尚、初回口座開設時の最低預託金額は1万円といたしております。ご入金確認後、「取引口座開設のお知らせ」に記載の取引口座番号(ユーザーID)と、口座開設時に指定されたパスワードにて取引システムにログインし、お取引が可能となります。

5) 書面等の電子交付：

当社から発すべき通知及び交付書面等は、電子メールによる送信その他法令で定める電磁的方法(専用画面内、PDF形式による提供)による通知内容又は記載事項を提供(電子交付という。)いたします。(但し、お客様から電磁的方法による提供を受けない旨の書面による申し出があった場合、当該通知及び書面を郵送により交付いたします。)又、お客様は当社より電子交付により提供された通知及び交付書面等の内容を遅滞なくご確認下さい。

フェニックス証券の勧誘方針

1. 当社は、お客様の知識、経験及び財産の状況に配慮します。
お客様の投資経験、投資目的、資力等を十分把握したうえ、お客様のご意向と実情に適合した投資勧誘に努めます。
お客様の知識、経験及び財産の状況に照らして適切と考えられる商品をお勧めいたします。
商品をお勧めするに当たっては、お客様の知識、経験等に照らし、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。
2. 当社は、勧誘の方法及び時間帯について十分に配慮します。
お客様の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客様本位の投資勧誘に徹します。
法令・諸規則を遵守することはもちろん、お客様のご迷惑となる時間帯を避け、合理的な根拠に基づいて勧誘を行うよう努めます。
3. 当社は、勧誘の適正の確保に努めます。
金融商品取引法及び関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
お客様の判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めます。

会員サービス(為替情報の無料提供)

「Forex Line」の会員の皆様には、以下の為替情報を無料にて提供しています。

グローバルインフォ社の GI24 ニュース

アジア、オセアニアからニューヨーク市場まで、全世界の取引時間帯に対応。
経済指標や要人発言などのニュース、それを受けた外国為替、債券、株式、商品相場等の反応をタイムリーに配信。ディーラーやストラテジストなど、プロの市場参加者からのコメントも豊富に掲載しています。

速報：指標後の関係通貨の動きなどを中心に、マーケットの変動要因などを配信。

要人発言：マーケットに関わる要人の発言を随時配信。

コメント：個人投資家に大人気のマット今井氏、和田仁志氏を始め、グローバルインフォ社のアナリスト陣が解説する為替情報を配信。

経済指標：国内、国外の為替相場に関わる経済指標のスケジュールや、発表直後に指標の結果を配信。

テクニカル：ピボット分析やフィボナッチ分析を基に、レジスタンスやサポートのポ

イントの紹介や独自のテクニカルコメントを配信。

市況：アジア、オセアニアからニューヨーク市場の市場動向から、大口のオーダー状況、投資家動向まで、独自のファンダメンタルズ分析を配信。

業界初(!?)アラートメールサービス

上記が替関連情報（要人発言、アナリストコメント、テクニカル）のうち、お客様ご希望のカテゴリの速報を登録メールまでお届けします。（工事中）

オリジナルマーケット情報：本日の注目材料・ポイント 海外展望・注目点 テクニカル分析をレポート

当社為替ディーラーによる海外市場概況、本日の市場展望などをメインとした内容をご覧ください。又、徹底したテクニカル分析による投資情報も活用できます。

オリジナルコンテンツ「経済カレンダー」で、主要国を中心に各国経済指標の予定や予想を提供しています。当社マーケットデスクで、各国指標の結果をリアルタイムでウォッチング、結果を速報で配信しています。

テクニカルチャート・ティックチャート

時間足(1分・5分・10分・30分・60分)、日足、週足、月足を様々なテクニカル指標で分析できます。チャート足4種類、テクニカル指標15種類、トレンドライン、パラメーター設定も自由に行うことができます。

ティックチャートでは値動きが数秒毎に自動更新されて表示されます。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて(取引諸規程)

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

取引形態

本取引はお客様とフェニックス証券株式会社が相対で行うロールオーバー方式の取引です。

取引通貨ペア

取引の対象は、米ドル/日本円、ユーロ/日本円、豪ドル/日本円、ポンド/日本円、加ドル/日本円、NZ ドル/日本円、スイスフラン/日本円、シンガポールドル/日本円、香港ドル/日本円、スウェーデンクローナ/日本円、ノルウェークローネ/日本円、南アフリカランド/日本円、ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、米ドル/スイスフラン、ポンド/スイスフランの16通貨ペアです。

取引単位

取引単位は、各通貨ペア共通で、外国通貨1万通貨単位(1枚)となります。

小口取引に対応した通貨ペアでは、最小単位は1,000通貨単位(0.1枚)となります。

小口取引に対応した通貨ペア

米ドル/日本円、ユーロ/日本円、豪ドル/日本円、ポンド/日本円、加ドル/日本円、NZドル/日本円、南アフリカランド/日本円

1取引あたりの注文上限金額は全ての通貨ペアにおいて500万通貨単位となります。

呼び値

呼び値の最小変動幅は、対円通貨ペアの場合、0.001ポイント、円の絡まない通貨ペアの場合、0.00001ポイントとなります。

対円通貨ペアの取引価格が0.001ポイント変動すると、1万通貨あたり10円の差損益が発生します。

また、円の絡まない通貨ペアの取引価格が0.00001ポイント変動すると10分の1通貨単位の損益が発生します。例えばユーロ/米ドルをお取引いただいた場合、0.00001ポイント当たり0.1米ドルの差損益が発生します。

値幅制限

値幅制限はありません。

スプレッド

オファー価格(お客様のお取引できる現在の買値)と、ビッド価格(お客様のお取引できる現在の売値)の差をいいます。米ドル/日本円の場合、通常時0.009~0.014ポイントにて掲示しておりますが、流動性の低い時や経済指標発表等により拡大する場合がございます。

為替レート

当社が通貨ペアごとにオファー価格とビッド価格を同時に提示(ツーカー・ウェイ・プライス)し、お客様はオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。

当社は、インターバンクレート（カバー先金融機関各行から提示される為替レート）を参考として、当社が独自に算出した為替レートを、お客様にオファー価格及びビッド価格として提示いたします。従って、オファー価格はビッド価格よりも高くなっています。

値洗い/値洗い評価残高

時価の取引レート（買いポジションに対しては Bid レート、売りポジションに対しては Offer レート）を使用し、その時点で保有する全てのポジションを決済した時に、どのくらいの差損益が発生しているのか計算したものを値洗い評価残高と呼びます。24 時間常に計算されます。

ロールオーバー

通貨の受渡し又は転売若しくは買戻しによる決済を行わない場合には、ポジションを毎営業日、自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

スワップポイント

ロールオーバーは、実質的に売付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるため、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同一通貨ペアについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方がお客様が支払う場合よりも小さくなっています。

お客様のご注文が、低金利の通貨を売って高金利の通貨を買う取引である場合、お客様はスワップポイントを受け取ることができます(お客様の利益)。

逆に、高金利の通貨を売って低金利の通貨を買う注文の場合、お客様から当社にスワップポイントをお支払い頂く(お客様に損失)こととなりますのでご注意ください。又、売買ともに支払いになることもあります。

取引対象である通貨の金利変動によっては、スワップポイントが受け取りから支払いに転じる事もあります。

1,000 通貨単位で発生した 1 円未満のスワップポイントについては、お客様支払い時には切り上げ、お客様受け取り時には切り捨てをします。

【スワップポイントの決定】

売買される両通貨の金利差を基準として当社が行います。

最新のスワップポイントは、オンライントレード画面をご参照下さい。

【スワップポイントの算入】

営業日ごとに発生し、NY 引けを越える毎に 1 日分付与されます。但し、水曜日にポジションを残した場合、スワップが翌営業日の木曜日に 3 日分(土・日曜日分を含む)算入されます。又、当該通貨市場が休場の場合は、変則的に算入されます。

証拠金の預入及び初回入金額

口座開設時の最低預託額は 1 万円といたします。又、証拠金にかわる代用有価証券等の充当はできません。

プライスチェックシステム

パソコン及び携帯電話からの指値注文・逆指値注文につきましては、実勢レートから離れ過ぎているご注文はお出し頂けません。下記範囲内でのご注文をお願いいたします。

【指値注文】 実勢レートから +10.00 円 ~ -10.00 円

【逆指値注文】 実勢レートから +10.00 円 ~ -10.00 円

取引証拠金

【取引本証拠金（約定時必要預託額）】

取引本証拠金は、取引の額（想定元本 = 建値 × 取引数量）の 2% 相当額といたします。

日本円の絡めない通貨ペア（ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、米ドル/スイスフラン、ポンド/スイスフラン）については、各通貨ペアの決済通貨（米ドル又はスイスフラン）建てにて計算された金額を、計算時の米ドル/日本円、又はスイスフラン/日本円の仲値により円換算した金額が適用されます。

【維持証拠金（維持必要預託額）】

維持証拠金は、当社提示レートの中値により随時計算されます。注文約定後も時価レートの変動により、維持証拠金は変動し、反対売買又はロスカットルール適用（維持証拠金に対する値洗い評価残高の比率が 100% を下回った場合に適用。）まで再計算が繰り返されます。

ロスカットルール

未決済ポジションに対して相場が不利な方向に動いた場合、損失を一定レベルに抑えるために行う反対売買のことです。維持証拠金額を基準にして、値洗い評価残高の維持率が 100% を下回った場合に、当社がお客様の意思に関わらずお客様の未決済ポジションの全部を仕切決済するルールです。

【値洗い評価残高 < 維持証拠金】 【ロスカットルール適用】

この制度は、維持証拠金相当の残高を保証するものではなく、結果として投資資金以上に損失が出る恐れもあります。尚、お客様のご入金のご意思等に関わらず 24 時間常に、執行されますのでご注意ください。

発注時の証拠金額から逆算した理論上の取引可能数量の最大値を発注されますと、約定時の値洗い評価損益を加味した余裕資金がなくなり、成立直後に自動ロスカットとなる場合がございます。余裕資金を多くするほど、ロスカットルールが適用される水準が約定レートから遠ざかります。

証拠金の引き出し

お預り金から、未決済ポジションの維持証拠金及び、新規注文に係る取引本証拠金並びに、時価のレートで計算した値洗い評価において、損失が発生している場合は、その相当額を差引いた額が返還可能額となります。

証拠金の返還は、オンライントレード画面より行って頂くか、所定の書面に必要事項をご記入の上、当社へ FAX 若しくは郵送にてお送り頂きます。当社が出金依頼を確認できた日から 4 営業日以内にご出金いたします。

尚、当社が出金の手続きを行う時点で、返還可能額がお引き出しのご依頼額を下回っていた場合には、当該ご依頼は原則無効となりますのでご了承下さい。

評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価益は、取引本証拠金としてお使い頂く事はできませんが、返還可能額の算出には評価損のみが対象となります。(評価益のご出金はできません。) 建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは預り証拠金の現金部分に日々加算(または減算)されるので、取引本証拠金としてお使い頂くことができるのと同時に、受け取り・支払いとも返還可能額算出の対象となります。

証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

当社が請求した証拠金を所定の日時まで差し入れなかった場合には、当社は当該店頭外国為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算においてポジションの反対売買を行うことができます。(お客様が店頭外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

取引時間・注文受付時間及びメンテナンス時間

【取引時間】

(月曜日) 日本時間 6:20 ~ 翌 6:00 まで

(火曜日 ~ 金曜日) 日本時間 6:00 ~ 翌 6:00 までを取引単位とします。

米国冬時間採用時 日本時間 7:00 ~ 翌 7:00(月曜日のみ、日本時間 7:20 ~ 翌 7:00)

クリスマスや年末年始及び、メンテナンス等により、一部お取引ができない時間帯がございます。

【注文受付時間】

祭日・土曜日・日曜日を含む 24 時間。

日本時間 5:55(米国冬時間採用時 6:55)からの約 20 分間と、土曜日・日曜日の成行注文はお受けできません。

【メンテナンス時間】

オーバーナイト処理(日次処理)を下記の時間帯に行います。ご了承下さい。

日本時間 6:00(米国冬時間採用時は 7:00)から、約 15 分間。

決済に伴う金銭の授受

お客様が当社との取引を決済する方法は、反対売買による差金決済若しくは受渡しによる決済とします。

【差金決済】

仕切決済(転売又は買戻し)に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出します。

$$\text{約定価格差} \times \text{取引数量} + \text{累積スワップ}$$

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

実際のお取引において、円の絡まない通貨ペア(ユーロ/米ドルやポンド/米ドルなど)をお取引されますと、差損益金は本来外貨で発生いたしますが、利便性に

鑑みてポジションを決済した際に発生する差損益金及び、値洗い差損益金は時価の Bid レートで円換算され、お取引口座へ反映されます。

【受渡決済】

主要 7 通貨（米ドル、ユーロ、ポンド、豪ドル、加ドル、NZ ドル、スイスフラン）について、1 万通貨単位にて受渡しできます。（通貨及び法人・個人の別を問わず）

益金に係る税金

個人のお客様が行った本取引の益金に係る税制上の取扱いは、総合課税(雑所得)扱いとなり、確定申告を行う必要があります。但し、年間(1/1 ~ 12/31)の収入額が 2,000 万円以下の給与所得者で、雑所得の合計額(給与、退職所得は除く)が 20 万円以下の場合には、確定申告をする必要がありません。自営業者の方は投資収益に関わらず、申告が必要となります。雑所得とは、公的年金や講演料、作家以外の方が受け取る原稿料、為替差益(店頭外国為替証拠金取引の収益、外貨預金の為替差益など)、特許権の使用料などのように他 9 種類の所得のいずれにも該当しない所得をいいます。

【所得は 10 種類に分類されます。】

1. 利子所得、2. 配当所得、3. 不動産所得、4. 事業所得、5. 給与所得、6. 退職所得、7. 譲渡所得、8. 山林所得、9. 一時所得、10. 雑所得

【為替取引の雑所得計算】

為替取引の雑所得額 = 総収入金額 - 必要経費

- ・ 総収入金額・・・為替差損益、スワップ損益等の雑所得に該当する金額の全てを合算した金額(雑所得で総合課税対象内の内部通算可)。
- ・ 必要経費・・・取引手数料、通信費、消耗品費、交通費、図書費など

雑所得で総合課税対象内(年金所得、匿名組合出資への分配金など)での内部通算は行えますが、商品先物取引、日経 225 先物取引、取引所外国為替証拠金取引等、上場デリバティブ(申告分離課税により他の所得と分離して計算するもの)の損益とは通算できません。

又当社は、お客様に本取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、お客様の所轄税務署若しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

週末リスク

週末には、重要な国際会議やイベントが開催されることが多く、それらの結果によっては翌週の為替水準に大きな影響を与えることがあります。つまり、翌週の始値が前週の終値から大きく乖離した水準で始まることがあります。このような場合、仮にストップロス注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで実行される恐れがあることをご承知おき下さい。

逆指値注文に関するリスク

逆指値注文は、損失の限定に有効な注文方法の一つですが、週初の始値が週末の終値と乖離した場合や流動性が著しく少ない時、逆に重要指標発表時等に大きく変動した場合には、注文価格と約定価格の間にズレ(スリッページ)が発生し、お客様に不利なレートで約定する場合があります。

取引口座について

「Forex Line」の取引口座では、開設費・維持費・管理費等の費用は一切発生しません。但し、Forex Line 契約約款「約款の解約」に該当する事となった場合には、「Forex Line」のお取引口座を停止・閉鎖することがあります。又、ご出金により口座残高が1万円を下回る場合には、原則全額出金とさせていただきます。口座残高が0円になりますと取引口座を閉鎖させていただきます(ログインできなくなります)。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

取引の開始

1) 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の取引概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書、並びに、ご自身が現在及び将来にわたっても反社会的勢力に属さないことを確約する旨の確認書をご提出下さい。

2) 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に店頭外国為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

3) 預金口座の開設

受渡決済を行う場合には、外貨の受渡しのための外貨預金口座が必要となります。(日本国内の口座に限ります。)

証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。

注文の指示事項

- 1) お取引の通貨ペアや、お取引の種類(成行、指値等)
- 2) お取引数量についての指定
- 3) 買建取引又は売建取引について
- 4) 取引の価格(指値水準等)、有効期限(DAY、WEEK、日時指定、GTM)について
- 5) 既に成立している取引(ポジション)の仕切対象について
- 6) その他、お客様の指示すべき事項について

-----お電話でのご注文について-----

- a) 原則として1万通貨以上のお取引に限ります。
- b) お客様の取引口座番号(ユーザー ID)及びお名前をお知らせ下さい。ご本人様であることを確認するため、ご登録頂いております電話番号や生年月日等をお伺いする場合がございます。
- c) ご本人様以外からのご注文には応じかねますのでご了承ください。又、受付時間は営業日の午前8時から午後7時までとなっております。通話料はお客様のご負担となります。

ご注文の方法

ご注文は、成行注文、指値注文、逆指値注文、OCO注文、IFD注文、IFO注文にて承ります。又、注文成立前の指値の変更など、メンテナンス時間の除く、24時間ご注文を出すことが可能です。

指値の価格を基準に証拠金の計算が行われるため、当該指値に係る取引本証拠金(約定時必要預託額)が、有効証拠金から維持証拠金とその他に注文中の取引本証拠金を差引いた額を超える場合、ご注文は受け付けられませんのでご注意ください。

1) 成行注文

現在のレートでリアルタイムに売買ができます。

a) クイック注文

携帯電話やモバイル端末等を通じて、成行注文ができるサービスです。

クイック注文サービスでは、提示レートの保証がありません。マーケットの状況などにより、お客様が意図しているレートから著しく乖離したレートで約定する場合や、発注された注文が失効する場合があります。また、決済時の仕切り対象の指定やスリッページ幅の設定もすることができません。

PC版からの成行注文等の初期設定にも依存しませんのでご注意ください。

2) 指値注文

現在のレートよりも安く買いたい時や、高く売りたい時に行う注文方法です。

例えば、現在レートが118円の時、「117円まで下がったら買いたい」「119円まで上がったなら売りたい」という時に使います。

3) 逆指値注文(ストップ注文)

指値の逆で、現在のレートよりも高い水準で買いたい時や、安い水準で売りたい時に行う注文方法です。なぜ悪い条件で買ったり売ったりする注文方法があるのかというと、例えば自分の思惑と反対方向に為替が動いた時に、保有しているポジションの損失を限定させたり、或いはある値段を越えたら、さらに同一方向に為替が動くだろうと予測した場合に使用します。

例えば、現在レート118円の時、「119円で新規で買いたい」場合や、「117円で仕切売りを行いたい(ストップロス)」といった場合です。

4) IFD注文(If Done)

新規の注文(指値/逆指値)を出す時に、その注文が成立した際の仕切の注文(指値/逆指値)を同時に出す予約注文の方法です。事前に新規と仕切の注文が同時に出せるため、時間に追われる忙しい方や、就寝中の価格変動リスクを低減させるのに、大変有効な注文方法です。

例えば、118円の時、117円になったら新規で買って、119円になったら仕切決済する取引を予約する注文方法です。

5) OCO注文(One Cancel the Other)

保有しているポジションに対して、指値注文と逆指値注文を同時に出す注文方法です。同時に出した2つの注文(指値/逆指値)のうち、一方が成立すると、もう一方は自動的にキャンセルされます。

例えば、保有しているポジションが120円の買いの場合、122円で利益の出る指値注文

と 119 円で損失限定となる逆指値注文の二つの注文を同時に出したい時などに使用します。

損切りポイントや利益の実現ポイントの設定は、取引においてとても重要になりますので、OCO 注文は有効的な戦術の一つといえるでしょう。

6) IFO 注文(If Done + OCO)

IFO 注文と OCO 注文を組み合わせた注文方法です。新規の注文(指値/逆指値)を出す時に、その注文が成立した際の利益確定の指値注文と、損失限定の逆指値の注文を同時に出す注文方法です。どちらか一方の仕切注文が成立すると、もう片方の注文は自動的にキャンセルされます。

例えば、為替レートが 118 円の時に、「117.50 円まで下がったら新規に買って、119 円まで上がったら利益確定の売り、逆に 117 円まで下がってしまったら損切りしたい。」等の時に使います。

注文の有効期限

有効期限は以下の 4 通りの指定ができます。

- 1) DAY : 発注当日の NY 引けまで有効
- 2) WEEK : 発注日の属する週の金曜日の NY 引けまで有効
- 3) GTM(Good Through Month) : 発注日の属する月の末日営業日の NY 引けまで有効
- 4) 日時指定 : 最長 2 週間先までの日時を 1 時間単位で指定することが可能

ポジションの指定決済

インターバンク市場では、通常、ファーストイン・ファーストアウトで取引されますが、「Forex Line」では希望のポジションを指定して仕切決済することができます。

ファーストイン・ファーストアウト:成立した日時の古いものから決済すること。

クイック注文のサービスをご利用の場合は、ファーストイン・ファーストアウトによる仕切決済が行われます。ご希望のポジションを指定した仕切決済はできませんので、ご了承ください。

両建て(同一通貨ペアで売りと買いのポジション両方を保有すること)

「Forex Line」では利便性に鑑みて「両建て」取引を可能にしております。

「両建て」とは、同一通貨の新規の「買いポジション」「売りポジション」の両方を保有することをいいます。但し、経済合理性に欠いた取引となりますのでお勧めするものではありません。

この方法は、どの時点で両建てを外すかを十分に検討する必要があります。外すタイミングによっては、損失が大きくなる可能性があります。

スワップについては、売りポジションと買いポジションの両方に発生します。たとえば、同一通貨ペアを同数量保有した場合には、スワップの支払いが発生する場合があります等、デメリットの多い取引と言えます。

同一通貨ペアでの両建ての場合には、ポジション枚数が多い方の証拠金が必要となります。

同一通貨ペアでの両建ての状態、クイック注文のサービスをご利用の場合、ポジションの仕切決済がポジションの積み増しに優先される初期設定となっています。

注文をした取引の成立

ご注文いただいた店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

取引手数料

オンラインからのご注文でも、お電話からのご注文でも 1 万通貨以上のお取引の場合、取引手数料は新規・仕切とも無料です。但し、1 万通貨未満の場合には、1 通貨あたり 0.20 円（片道）の手数料が発生します。

受渡手数料

5 万通貨未満：1 通貨あたり 0.50 円

5 万以上 10 万通貨未満：1 通貨あたり 0.35 円

10 万通貨以上：1 通貨あたり 0.30 円

日本円を絡めない通貨ペア（ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、米ドル/スイスフラン、ポンド/スイスフラン）の受渡しは、上記金額の 2 倍の手数料となります。

受渡日は、指示を受けた日から起算して、日本・米国及び当該国・当該地域がバンクホリデーとなる日を除く 2 営業日後となります。又、当該受渡決済によるお客様指定口座へのご送金は、別途ご指示下さい。受渡日から起算して翌営業日以降にお振り込みいたします。

その他、5 万通貨未満の受渡決済について、お客様指定口座へ送金の場合、外貨送金手数料 3,500 円をお客様にご負担頂きます。

例) 1 米ドル 118 円の時に買った 1 万米ドルを受渡しにより決済する場合

総約定代金：118 円 × 1 万米ドル = 118 万円

118 万円を支払い、1 万米ドルを受け取ることができます。

経費：受渡数量が 1 万米ドルなので、手数料 5,000 円が発生します。

CMD(コマースシャルディール)

1 万通貨に満たない単位での両替につきましては、取引レートに 50 銭プラスマイナスしてコマースシャルディールを承ります。

取引残高、未決済ポジション、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は 1 カ月ごとに顧客の報告対象期間において成立した取引の内容並びに月末最終営業日における未決済ポジション、証拠金等の未決済勘定の現在残高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

書面等の電子交付：

当社から発すべき通知及び交付書面等は、電子メールによる送信その他法令で定める電磁的方法（専用画面内、PDF 形式による提供）による通知内容又は記載事項を提供（電

子交付という。)いたします。(但し、お客様から電磁的方法による提供を受けない旨の書面による申し出があった場合、当該通知及び書面を郵送により交付いたします。)又、お客様は当社より電子交付により提供された通知及び交付書面等の内容を遅滞なくご確認下さい。

その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

Forex Line のよくある Q&A

Q. 取引に必要なパソコンの環境を教えてください。

A. インターネットをご利用頂ける環境があれば、どこからでもご利用頂けます。特別にシステムのインストールなどを行う必要はございません。パソコンの動作環境としましては、基本ソフト(OS)が Windows XP 以上、ブラウザが Internet Explorer6.0 以上、回線速度 ADSL 以上、メモリ 512MB 以上を推奨しております。

Q. 夜間時の入金方法は？入金後、すぐ取引できますか？

A. できます。ご入金後、オンライントレード画面の「入出金履歴」で反映され次第、お取引が可能です。お電話にてご一報頂けますと早めにご入金の確認が取れます。又、ご入金確認後にパスワードの登録が行われ、ログインできるようになりますので投資時期を見定めた上で、お早めにお振込みされる事をお勧めいたします。三井住友銀行のインターネットバンキング「SMBC ダイレクト」をご利用頂ければ、24 時間入金が可能となっております。

Q. 出金の手続きにはどのくらいかかりますか？

A. ご依頼のあった日から 4 営業日以内にご出金いたします。但し、通常は営業日の正午までにご出金依頼を頂いた場合、翌営業日の午前中に振込み手続きを行うようにしておりますので、午後には確認がとれるかと思えます。スムーズな手続きを心がけていますので、急な資金使途の発生にも柔軟に対応できております。

当社及び取扱金融機関の諸事情、又は季節要因等により、営業日の正午までにご出金依頼を頂いても、翌営業日にお振込みできない場合もあり得ますので予めご了承下さい。

本取引においては、長期間利用予定のない余裕資金でお始め下さい。

Q. セキュリティ対策はどうなっていますか？

A. 「Forex Line」では、通信の暗号化にグローバルサイン社の SSL (128 ビット) を採用し

ております。

SSLとはWWWサーバーとWWWブラウザとの間でやり取りされる情報を暗号化し、盗用を防ぐ機能です。お客様の「認証」については、ユーザーIDとパスワードをご入力して頂く方法です。又、サーバーは、予備電源や消火設備を完備し免震構造を施した専門施設に設置し、安全性を追求しています。

Q. 携帯電話でのオンライン注文は可能ですか？

A. はい、可能です。

サービスとしては、売買注文から注文照会、建玉一覧、残高照会、情報（為替レート・市況ニュースやマーケットコメント等）をご覧頂けます。対応機種は、NTT DoCoMoのi-mode、auのEZ-Web、SoftBankのyahoo!ケータイのご利用が可能です。

一部機種及び新機種については、ご利用できない場合もあります。

Q. 外貨での預け入れは可能ですか？

A. はい、可能です。

外貨専用の銀行口座を設けておりますので、米ドル、ユーロ、豪ドル、ポンド、加ドル、NZドル、スイスフランの7通貨に関しまして、ご利用頂けます。

禁止事項について

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限り）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
4. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には、自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第

三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

9. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
13. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
14. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
16. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為

19. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に、電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
20. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
21. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。22.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

専門用語集

相対取引（あいたいとりひき）

取引所などを介さず、売り手と買い手が直接に取引することをいいます。取引価格も、取引の方法も当事者同士の交渉によって決められます。OTC（Over The Counter）

受渡決済（現受け）（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引をその原商品とその対価の受け渡し（店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を受け渡して買い付けた通貨を受け取ること）により決済する方法です。

売り建玉（うりたちぎょく）

新規の売建取引のうち、決済が終了していないもののことをいいます。売りポジションともいいます。

オファー（アスク）（おふぁー・あすく）

金融商品取引業者が提示する金融商品を売る時のレートのことで、顧客はその価格で買うことができます。

買い建玉（かいたちぎょく）

新規の買建取引のうち、決済が終了していないもののことをいいます。買いポジションともいいます。

カバー取引（かばーとりひき）

顧客から受けた注文による市場リスクを回避するため、金融機関等との間で行う取引のこと。

金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

逆指値注文（ストップ注文）（ぎゃくさしねちゅうもん・すとつぷちゅうもん）

通常の指値注文と逆の条件になった時点で成行注文となり執行される注文です。「買い」の逆指値注文は指定値段以上で執行され、「売り」の逆指値注文は指定値段以下で執行されます。

差金決済（さきんけっさい）

金融商品取引の決済にあたり、原商品の受渡しをしないで、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法のことです。

指値注文（リミット注文）（さしねちゅうもん・りみっとちゅうもん）

指定値段、若しくはそれよりも有利な値段のみで執行される注文です。「買い」の指値注文は指定値段以下の条件で執行され、「売り」の指値注文は指定値段以上の条件で執行されます。

直物取引（スポット取引）（じきものとりひき・すぼっととりひき）

外国為替の取引が成立してから、2営業日後に外貨と対価の受渡しが行われる取引のことです。

仕切注文（しきりちゅうもん）

ポジションを差金決済（ポジションを減じる）するために行う取引のことです。

証拠金（しょうきん）

金融商品取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金のことです。

新規売り（しんきうり）

新しく売ポジションを作るために行う売付取引のことです。

スリッページ（すりっぺーじ）

逆指値注文の約定の際に、約定価格と発注価格との間に生じる差のことを指します。本取引では通常、発注価格より 0.8～2.5 ポイント程度不利なレートで成立することになります。

デイトレード（でいとれーど）

1日の内に新規建玉と仕切決済を行い、ポジションを翌日に持ち越さない取引方法です。

店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき）

通貨を売買する外為取引と証拠金取引（少額の証拠金で大きな取引を行う）を合成した取引で、店頭金融先物取引の一つです。

店頭デリバティブ取引（てんとうでりばていぶとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。当社の店頭外国為替証拠金取引は店頭デリバティブ取引に該当します。

成行注文（なりゆきちゅうもん）

注文を出した時点で為替レート（建値）が表示され、取引が成立する注文方法。

値洗い（ねあらい）

保有ポジションについて、市場価格の変化に伴い評価替えする手続きのことです。

ビッド（びっど）

金融商品取引業者が提示する金融商品を買う時のレートで、顧客はその価格で売ることができます。

約定（やくじょう）

売買取引が成立することです。成立した日のことを約定日、時間を約定時間といいます。

有効証拠金比率（ゆうこうしょうこきんひりつ）

$(\text{預り証拠金合計} \pm \text{値洗い差損益}) \div \text{維持証拠金}$ で算出されます。

本取引では、この比率が 100%を下回るとロスカットルールが適用されます。

レバレッジ効果（ればれっじこうか）

てこの原理のことです。少ない資金で大きな取引を行うことで、投資した資金に対する損益の比率が大きくなります。仮に、1 米ドル 100 円の時に、1 万米ドルを 2 万円の証拠金で取引できれば、総約定代金 100 万円に対する証拠金の比率は 2%となるため、50 倍のレバレッジとなります。

ロスカットルール（ろすかっとるーる）

顧客の時価による値洗いが、一定の水準に達した場合に、リスク管理のため顧客のポジションを強制的に決済するルールです。

ロールオーバー（ろーるおーばー）

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジションを翌営業日に繰り越すことです。

個人情報保護に関する宣言

当社は、「お客様の個人情報保護の取組み方針」として、以下の「個人情報保護に関する宣言」を策定いたしましたので公表いたします。

1. 関係法令等の遵守

当社は、「個人情報保護に関する法律」をはじめ個人情報保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン、及び認定個人情報保護団体の指針並びに当該個人情報保護宣言を遵守いたします。

2. 利用目的

当社は、お客様から同意を得た場合、及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を適切にお取り扱いいたします。

- 1). 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- 2). 弊社、又は弊社の関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- 3). 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- 4). お客様ご本人であること、又はお客様ご本人の代理人であることを確認するため
- 5). お客様に対し、取引結果、預かり残高などの報告を行うため
- 6). お客様との取引に関する事務を行うため
- 7). 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究・開発のため
- 8). 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- 9). その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保険医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的では利用、或いは第三者への提供はいたしません。

3. 安全管理措置

当社は、お客様の個人情報の適切な更新及び安全管理には細心の注意を払うよう努めます。また、お客様の個人情報の漏えい等を防止するため、必要かつ的確な安全管理措置を実施するとともに、当該事項について役職員、及び委託先に適切な監督を行なってまいります。

4. 継続的改善

当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いを図るため、今後とも「当該個人情報保護に関する宣言」の見直しを適宜行い、継続的な改善に努めてまいります。

5. 開示等のご請求手続き

当社は、お客様に係る保有する個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただいた後、適切かつ迅速な処置、或いは回答に努めてまいります。

6. ご質問・ご意見等の問合せ先

当社は、お客様から頂戴した個人情報に係る質問・ご意見等に関しては迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。なお、ご質問・ご意見等は、弊社の本支店又は次の窓口まで（書面等により）お申し出下さい。

本店コンプライアンス部

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-5-5

電話番号：06（6209）1200（代表）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

Eメール：comp_phxs@phxs.jp

7. 認定個人情報保護団体

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の証券あっせん・相談センターでは、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

日本証券業協会 証券あっせん・相談センター

電話（0120-25-7900）

反社会的勢力に対する基本方針

1. 組織として対応します

・反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関と連携します

・平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係を遮断します

・反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

・すでに取引されている方が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引の解消に向けた適切な措置を講じます。

4. 民事と刑事の両面で法的対応します

・反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供は絶対に行いません

・反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

当社の概要

【商号等】フェニックス証券株式会社

【主な事業】金融商品取引業者

【登録番号】近畿財務局長（金商）第 34 号

【本店所在地】〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜一丁目 5 番 5 号

【営業部】〒103-0028 東京都中央区八重洲一丁目 5 番 3 号

【加入協会】日本証券業協会

（社）金融先物取引業協会 < 会員番号 1097 >

【資本金】10 億円

【代表者】代表取締役 丹羽 広

【設立年月日】1998 年 11 月（2006 年 1 月外国為替取引業務開始）

お取引についてのお問い合わせ先

当取引ガイド、取引約款、取引システム等に関するお問い合わせは、当社、東京支店
営業部カスタマーサポートにお尋ね下さい。

フェニックス証券外国為替カスタマーサポート

TEL：03-3516-9371（受付時間 当社営業日 8:00-19:00）

FAX：03-3510-0561

E-Mail：forexline@phxs.jp

URL：http://www.phxs.jp

システム障害時のお問い合わせ先

Forex Line 障害対応デスク

TEL：03-3516-9375（受付時間・お取引時間中の 24 時間対応）

証拠金の預託方法：当社が指定する下記銀行預金口座へ、ご入金下さい。

ご送金の際には、送金人名義を「取引名義人+ユーザーID」として下さい。

口座名義人：フェニックス証券株式会社 為替証拠金口

東京都中央区八重洲 1-5-3

（フェニックスショウケン カブシキガイシャ カワセショウコキングチ）

英文表記名：Phoenix Securities Co., Ltd. (Co Customer Account)

【日本円をお振込みの場合】

三井住友銀行 日本橋東支店（034）普通預金 7526814

りそな銀行 日本橋支店（302）普通預金 1393156

みずほ銀行 小舟町支店（105）普通預金 1027066

【外貨をお振込みの場合】

三井住友銀行 日本橋東支店（034）外貨普通預金 0106480

MITSUISUMITOMO BANK NIHONBASHI-HIGASHI Foreign Ordinary Deposit Account